

パターンについて

パターン「ア」

1 移送決定がされていること

- 第3回公判で簡裁から地裁に移送決定（刑訴法332条）され、地裁での第4回公判まで70日を要しており、このパターンの平均的な開廷間隔を超える空白が生じている。簡裁から地裁に移送決定がされるのは、事件の審理が複雑困難化することが見込まれ、地裁で審理することが相当であると判断された場合などである。
- 移送決定がされると、簡裁においてそれまでの記録を整理して地裁に送付する。地裁では事件を担当裁判官に配点し、配点された裁判官係では、訴訟関係人の日程調整をした上、次回期日を指定する。移送があれば、このような手順を取る分、審理期間にロスが生じることが避けがたい。

(1) 一部の証人尋問実施後に移送決定したこと

- 移送決定をする場合でも、その判断が早いほど、簡裁での記録整理などに要する時間が少なくなるところ、本パターンでは、実況見分調書を作成した警察官の証人尋問を2期日にわたり実施した後移送決定している。
- ア 第1回公判前の当事者の事前準備が不十分であり、検察官・弁護人間でも争点の全容が明らかになっていなかったり、裁判所の争点把握等が不十分な場合がある。

2 第5回公判期日、第24回公判期日の2回にわたって訴因変更許可決定がされていること

- 本パターンで想定される訴因変更は、過失の内容である注意義務及びこれに違反する行為の具体的な内容である。
 - ・ 想定される過失の内容としては、まず、前方をよく見ていなかったため前方のA車に気付くのが遅れて追突した（前方注視義務違反）ということが考えられるが、被告人はこれを争っている（争点④）。
 - ・ 前方注視義務違反がないとすると、何らかの理由で、A車を発見しながら安全に停止できるように速度を調節する義務に違反したことが考えられる。この義務違反に関しては、被告人がA車に衝突する前にC車に追突されたかが争点となっている（争点①）。

資料4

○ 本パターンでは、第24回公判での訴因変更後、第25回公判で被告人質問が行われたこと以外には、訴因変更により新たな証拠調べが必要になったという状況は窺われない。しかし、一般的には、訴因として設定された過失の内容いかんにより、被告人が争っている事実関係が過失の有無の判断に及ぼす影響の程度が変わり得るので、従来の証拠調べが結果的に無駄になる可能性がある。

(1) 起訴時点での訴因設定が、証拠関係から認められる事実関係に適合していなかったこと

ア 起訴時点での証拠関係の検討が不十分な場合がある。

イ 捜査段階において、的確な証拠収集が難しい事情があったため、公判審理中に新たな事実関係が判明する場合がある。

(2) 訴因変更後の訴因も、その後の公判審理での証拠調べの結果から認められる事実関係に適合していなかった（証拠調べの結果からは訴因で設定された事実を認定することができない）こと

ア 訴因変更時点での証拠関係の再検討が不十分な場合がある。

イ 訴因変更時点での争点整理が十分でなかったため、適切な訴因変更がされない場合がある。

3 被告人が争う事実関係の中で、訴因との関係で、何が真に重要な争点かが適切に整理されていない場合があること

○ 本パターンでは、過失の有無のほか、被告人の過失と被害者の傷害との因果関係も争点となっており、具体的には、Aの傷害結果に、後続のC車、D車の衝突の衝撃も影響を及ぼしたか（争点②）、B車はA車に衝突される前に自らE車に衝突していたか（争点③）、という点である。

(1) 訴因の検討が不十分で、争点とすべき事実関係の絞り込みも十分にされず、証拠調べの対象となる事実関係が拡散する場合があること

(2) 被告人が争う事実関係のすべてが争点として扱われる場合があること

ア 事実関係の違いが裁判の結論に影響する程度等にかかわらず、争点として扱われる場合がある。

4 争点に対する最適証拠が的確に収集され、効率的に取り調べられていない場合があること

(1) 捜査が不十分な場合があること

- (2) 各争点事実を立証するのに最適な証拠が厳選されていない場合があること
 - (3) 証人尋問，被告人質問が効率的に行われていない場合があること
- 5 検察官がある程度立証した段階で，弁護人の反証，被告人質問が行われるということが繰り返されていること
- (1) 適切な審理計画が立てられていない場合があること

パターン「イ」

- 1 第2回公判において傷害結果にPTSDを追加する訴因変更がされ、その後はPTSD発症の有無及び被告人の行為との因果関係を巡って審理が著しく長期化していること
 - 本パターンにおいては、起訴後100日の第2回公判において、起訴時の傷害の内容の「眼瞼皮下出血等」に、「外傷後ストレス障害（PTSD）」が追加された。
 - 第1回公判では書証がすべて同意されているので、被告人が「眼瞼皮下出血等」の傷害を負わせたことは争いがなかったと思われる。
 - 第3回から第25回公判までの審理（第3回から弁論手続に入った第25回公判まで865日）は、もっぱら被害者がPTSDになったか否か及び被告人の暴行との因果関係の有無が争われた。
 - (1) 新しい症例をめぐる立証方法について、審理の当時、訴訟関係者において確立した共通認識がない場合があること
 - (2) 新しい症例に關し的確で十分な捜査（調査）がされていない場合があること
 - ア 新しい症例に關して診断の客観性、合理性を確保するための捜査を行っていない場合がある。
 - イ 公判廷において被告人が主張する可能性のある事情について捜査していない場合がある。
- 2 PTSDの発症の有無及び被告人の行為との因果関係という医学的知見を要する事実の認定に關し、診断の資料となる事実関係について証拠調べをした上、医師2人及び臨床心理士の証人尋問を実施していること
 - 本パターンでは、第9回から第17回公判まで、被害状況、被害者自身の現在の心理状態や生活状況等、医学的診断の前提となる事情に關する証拠調べが行われている。
 - (1) 新しい症例に關して診断基準に該当するか否かにつき異なる意見があり、いずれを採用すべきかを判断するため、前提となる事実関係の証拠調べが必要となる場合があること
 - (2) 変更後の訴因を裏付ける検察官の証拠関係が確たるものでなく、変更

後の訴因に関する被告人側立証を受け、改めて立証を検討する場合、立証が非効率なものになることがあること

3 長期間にわたり多数回の証人尋問が実施されていること

- 本パターンでは、検察官証人7人、弁護士証人3人が合計16期日にわたって尋問され、被告人質問も合計5期日にわたって実施されている。また検察官証人については、計算上、証人の多くにつき複数期日にわたり尋問が実施されている。
- 論告、弁論が別の期日で行われている。
 - (1) 審理の当時、関係者において新しい症例に関する立証方法についての共通認識がなく、検察官の立証事項が広範囲に及ぶ場合があること
 - (2) 弁護士が主張する事実関係のすべてが結論に影響し得ることを前提に、検察官の立証の必要性を判断せざるを得ない場合があること
 - (3) 弁護士から主尋問と反対尋問を別の期日に実施するように希望が出される場合があること
 - ア 検察官証人に対する捜査段階の事情聴取、調書作成がされておらず、弁護士が証人尋問前にその供述内容を知り得ない場合がある。
 - イ 検察官証人の供述調書に関する証拠開示をめぐって紛糾する場合がある。

パターン「ウ」

- 1 第1回目の鑑定に80日，第2回目の鑑定に760日を要していること
 - (1) 鑑定人が繁忙であり十分な時間を確保できない，鑑定人が体調不良であるなど鑑定人の選任が適切でない場合があること
 - ア 裁判所が鑑定人を選任する際に，鑑定人の鑑定能力，実績等に関する十分な情報を有していない場合がある。
 - (2) 鑑定の基礎となるべき資料等が不十分であり，鑑定人による調査や資料収集が必要となる場合があること
 - (3) 鑑定期間の設定や鑑定事項の設定が不適切であったり，鑑定人選任後の進行管理が不十分な場合があること
 - ア 一旦，鑑定人を選任すると，鑑定人が鑑定作業に着手することもあり，鑑定人を変更することに躊躇する場合がある。
- 2 再鑑定が行われていること
 - (1) 最初の鑑定の内容が不適切又は不十分な場合があること
 - ア 鑑定人が証拠から認定される事実関係と異なる事実を前提として鑑定を行う場合がある。
 - イ 鑑定人の選任が不適切な場合がある。
 - (2) 殺人事件等の重大事件においては，裁判所，検察官，弁護人に特に慎重を期する必要があるという意識がはたらく場合があること
 - (3) 鑑定書のうち，病名診断については問題がないにもかかわらず，心神喪失か心神耗弱かという本来裁判所が行うべき法律判断に関する部分に不満があるため，当事者が再鑑定の請求をし，裁判所がこれを認める場合があること（鑑定書の意見にかかわらず，裁判所が，犯行状況，動機，犯行後の状況等の諸事情を考慮して責任能力の判断ができる場合もありうるのではないか）。

パターン「エ」

1 追起訴に40日を要していること

○ 本パターンでは、覚せい剤使用（吸引）についての追起訴に40日間を要している。本パターンのような事案においては、通常、覚せい剤の使用は、強盗致傷等の本起訴事件で逮捕された際に併せて尿の任意提出を受け、鑑定により覚せい剤が検出されることにより発覚した可能性が高い（体内残留期間は1週間から10日程度と言われる。）。

(1) 警察の捜査の遅れにより検察庁に対する事件の送致が遅れる場合があること

(2) 送致を受けた検察官の捜査処理、起訴が遅れる場合があること

(3) 起訴後の勾留を利用した別件の捜査である場合、一定の期間内に起訴しなければならないとの意識が希薄になる場合もありうること

2 証人6人（検察官証人5人、弁護人証人1人）の尋問が行われていること

○ 本パターンの争点は、被害者の監禁があったのか（弁護人は、被害者の意思に反するものではないと主張）、被害者の財布から現金を強取したか（弁護人は、任意の交付だと主張）、キャッシュカードによる現金引き出しに被告人は関与していたか（弁護人は、被告人はその事実を知らず、関与していないと主張）という点である。

○ 被害者や共犯者の供述により立証する事案であり、検察官は、共犯者4人全員と被害者1人を証人尋問請求している。

(1) 各人の役割、関与の程度、供述内容の重複の有無等を考慮することなく、共犯者であるというだけで全員を証人尋問する場合があること

(2) 共犯者や被害者の供述により立証すべき場合、その全員の証人尋問を実施することがやむを得ないこともあること

3 被害者1人につき4期日、共犯者4人につき6期日を費やすなど同一証人につき複数期日にわたって尋問が行われ、被告人質問も合計8期日にわたって実施されていること

(1) 争点整理が不十分なため、尋問事項の絞り込みが徹底されておらず、尋問時間が長時間に及ぶ場合があること

ア 多数人が関与している事実経過を細部にわたって詳細に解明しようとする

資料4

あまり，尋問事項が広範になる場合がある。また，細かな食い違いをたずために尋問事項がさらに広がる場合もある。

(2) 検察官又は弁護人から，主尋問と反対尋問を別の期日に実施するように希望が出される場合があること

(3) 弁護人が被告人との打合せを十分にすることができず，被告人の言いたいことを整理することなく質問する場合があること

ア 通訳人を介する打合せでは十分な意思疎通が困難な場合がある。

イ 制度，文化の違いから，裁判の争点，審理方針，戦術等について，被告人と十分な意思疎通ができない場合がある。

(4) 証人尋問・被告人質問において通訳が必要な場合，通常の場合に比べて尋問時間・質問時間が長くなること

ア 法廷通訳は質問や回答ごとに通訳する方式なので，通訳を要しない事件に比べ，通訳に要する時間だけ審理時間が長くなる。

① 裁判所では，証人尋問や被告人質問を同時通訳で行い，これを関係者全員が支障なく聞き取れるような設備が整備されていない。

② 同時通訳を行うことのできる通訳人を確保することが困難である。

イ 通訳人の準備への配慮が欠けたため，通訳が円滑に行われない場合がある。

(5) 通訳事件において細かいニュアンスにこだわった尋問をすると，通訳技術，言語構造，文化の違いなどから質問の意図を正確に伝えることが困難となり，尋問が長くなる場合があること

4 第20回公判後に弁護人が解任され，約100日間空転していること

○ 本パターンの事件は，弁護人がいなければ開廷できない事件（必要的弁護事件）である。

○ いったん弁護人が解任されると，新たな弁護人を選任し，弁護人が従来記録を検討して準備する必要があるため，相当期間審理の空白が生じる。本パターンでは，解任後40日で次回期日が指定され，さらにその60日後に審理が再開されている。証人6人を尋問し，被告人質問を7期日実施した後に引き継いだ弁護士の準備期間としては必ずしも長いとは言えないと思われる。

(1) 外国人である被告人と弁護人との間で意思疎通を図るのが困難で，信頼関係が維持できない場合があること

(2) 新たな弁護人の選任までに時間を要する場合があること

- ア 被告人自ら私選弁護人を解任しながら，新たな弁護人の選任に一定の期間を要したとしても，被告人の弁護人選任権の保障との関係で，直ちに国選弁護人の選任に踏み切れない場合がある。

パターン「オ」

1 併合起訴，分離，再併合という審理経過をたどったことにより，審理経過の随所で審理期間のロスが生じていること

- 分離後のA Bの審理経過は，以下のとおり。
 - ・ Dを分離後，事実関係を認めるA B Cの審理が開始されるまで80日を要している。
 - ・ その後，病気のCが分離され，A Bについての審理が開始されたのは，Dが分離された第1回公判の130日後（起訴後190日）までずれ込んでいる。その時点では，A Bは否認に転じた。
 - ・ A Bの審理は360日間にわずか5期日しか実施されていない（A B被告人質問，証人1人）。
 - Dの審理は，460日間に15期日が開かれ，分離したA B Cを検察官証人として尋問しているが，この段階では，A B Cとも，捜査段階の供述調書の内容と異なり，事実関係を否認する証言をした。したがって，検察官の質問は，犯罪事実に関するもののほか，刑訴法321条1項2号後段（相反供述）による検察官調書の請求を念頭に置いた，捜査段階の供述の特信性を基礎付ける事情に関するものにも及んだ。
 - Cの審理は起訴後390日（第1回公判後330日）で再開され，この段階では否認に転じた。
 - 起訴後540日の時点でA B C Dは再び併合され，その50日後（起訴後590日）に裁定合議決定がされた。併合後検察官証人の尋問が始まったのは起訴後650日の時点であり，併合決定から110日が経過している。
 - 併合後の審理においては，A B Cの取調警察官3人（捜査段階の自白調書の任意性，信用性に関する証人），入札手続関係者1人の証人尋問が250日間に7期日にわたって実施され，その後，Dの被告人質問が3期日，Dの取調警察官1人の証人尋問が50日間に2期日にわたって実施された。
- (1) 多数の共犯事件では，合一確定，証人の負担の軽減，審理の合理化の観点から事件を併合審理する要請がある反面，被告人ごとに認否や証拠に対する意見が分かれるような場合には審理が複雑になり，かえって非効率

になる可能性もあること

(2) 全員が否認に転じた時点で、各被告人の従来 of 審理経過、その後の審理見通しを十分検討することなく、合一的確定の観点だけから併合する場合があること

(3) 被告人の認否が途中で変わったことが、審理計画を混乱させ、不適切な分離、併合の判断につながる場合があること

ア 捜査段階では被告人に弁護人が付いておらず、適切な法的助言を受けられない場合がある。

イ 第1回公判までの弁護人と被告人の打合せが不十分だったため、被告人の真意を把握できない場合がある。

2 Dを分離後ABCの審理が始まるまでに80日（起訴後140日）、さらにCを分離後ABの審理が始まるまでに50日（起訴後190日）を要していること

(1) 被告人の認否が途中で変更され、弁護人において新たに打合せ、準備等を行う必要があったため、早期に審理を始めるのが困難となる場合あること

3 分離後ABの審理において5期日で360日を要していること

(1) 被告人質問と証人尋問と二重の審理に応じるため被告人の負担が重くなるのが配慮される場合があること

4 Dの審理においてABCの証人尋問に15期日を要していること

(1) 証人が公判において捜査段階の供述内容と異なる内容を証言したため、主尋問が弾劾的で多方面からの質問になる場合、刑訴法321条1項2号後段の要件である検察官に対する供述の特信性をめぐり質問が加わる場合、尋問に時間を要することがあること

5 併合決定後の審理において、8期日にわたって取調警察官4人の証人尋問が実施されている。

(1) 取調警察官の供述調書が作成されていないため、弁護人がその証言内容を予測することができず、主尋問と反対尋問を別の期日に実施するように希望する場合があること

(2) 取調べの状況を客観的かつ端的に証明できる証拠方法がないため、取

調警察官の証人尋問を行わざるを得ず、その尋問内容も詳細なものとならざるを得ないこと